

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案に対する意見公募要領

令和 6 年 8 月 1 5 日
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和 6 年の通常国会において成立し、同年 6 月 26 日に公布された「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 67 号。以下「改正法」といい、改正法により改正された消費生活用製品安全法を「改正消安法」という。）において、経過措置については、「附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。」（改正法附則第 7 条）として政令に委任しています。

今般、同条の委任に基づいて、改正法の施行に関し必要な経過措置として、子供用特定製品の諮問に係る経過措置を定めるものとします。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案」

3. 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館 9 階西 6）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 6 年 8 月 1 5 日（木）～令和 6 年 9 月 1 3 日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

別紙の意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1－3－1
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： bz1-pubcome-productsafety@meti.go.jp

（電子メールの件名を「消安法等改正法の施行に伴う経過措置に関する政令案に対する意見」として下さい。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別紙)

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課 パブリックコメント担当 宛

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案」に対する意見

〔氏 名〕	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
〔住 所〕	
〔電話番号〕	
〔電子メールアドレス〕	
〔御意見〕	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	